

答申第559号

平成23年6月9日

神奈川県公安委員会
委員長 小沢 一彦 殿

神奈川県情報公開審査会
会長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成23年2月23日付けで諮問された交番・駐在所連絡協議会に係る文書一部
非公開の件（諮問第614号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

特定の交番・駐在所連絡協議会に係る文書を一部非公開としたことは、妥当である。

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、特定期間に開催された、特定の駐在所に係る交番・駐在所連絡協議会（以下「協議会」という。）に関する文書（以下「本件行政文書」という。）を、神奈川県警察本部長が、平成23年2月2日付けで一部非公開とした処分（以下「本件処分」という。）のうち、平成22年5月22日付協議会（以下「本件協議会」という。）開催結果報告書（以下「本件報告書」という。）の検討・協議内容欄に記載された情報（以下「本件情報」という。）の公開を求める、というものである。

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 本件情報は、年齢又は行為を示す言葉ではないかと推察されるが、本件処分の非公開情報及び理由のいずれにも該当しない。

したがって、不服申立人としては、本件処分には理由不備があると考ええる。

イ 本件情報は、本件協議会で説明した公然わいせつ事件に関するものであるから、公然わいせつを簡略化した「公わい」か、それに類した言葉であり、本件報告書に無線暗号を記したとは、通常考えられない。

また、他の警察署等では、不審者情報をインターネットで公開していることから、本件情報を非公開とする理由はない。

ウ 暗号とは、スパイが乱数表を使用して、ラジオ放送を介して送られる指令を解読する記号又は文字を意味するものと解される。仮に、本件情報に無線暗号が記されていたとしても、第一に、一般人が警察無線に関与することは不可能であること、第二に、規則性を持たない暗号によって、他の犯罪に関する無線暗号を類推することは不可能であり、公開しても、警察の通信事務に悪影響を与えるおそれはない。

エ 他の犯罪に関する無線暗号が類推可能であるとしても、事務に支障が生じるのは、「尾行せよ」等の指示に関する無線暗号が公になる場合に限定されることから、警察の通信事務に支障が生じることにはならない。

3 実施機関（警察本部地域部地域指導課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本件行政文書のうち、本件情報を非公開とした理由は、次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、特定期間に開催された協議会の結果報告に関する文書である。

(2) 条例第5条第4号該当性について

不服申立人が公開を求めている本件情報は、不審者に関する事項を、警察無線の通信に使用する無線暗号を活用して記載したものである。

警察無線で使用する無線暗号は、無線通信において、捜査上の秘密の保持及び用語の簡略化並びに事件関係者等のプライバシーの保護及び市民感情への配慮から使用されているものであり、これを公開することにより、秘密の保持を必要とする警察活動において使用する無線暗号が明らかとなり、警察の通信事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第5条第4号に該当する。

したがって、本件処分についての理由不備は認められない。

4 審査会の判断理由

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、特定期間に開催された協議会の結果報告に関する文書である。

(2) 本件不服申立ての対象について

本件不服申立ての対象は、本件処分において非公開とされた情報のうち、本件情報であると認められるので、当審査会としては、当該情報について、以下、検討する。

(3) 条例第5条第4号該当性について

ア 条例第5条第4号は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができるとして、アからオまでの各規定においてその典型を例示している。

イ 本号アからオまでの各規定に掲げられている情報は、本号の柱書きに該当する情報の典型的な例を示すものであり、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」には、これらに類似し、又は関連する情報も含まれるものと解される。

ウ 警察無線で使用する無線暗号は、無線通信において、捜査上の秘密の保持及び用語の簡略化並びに事件関係者等のプライバシーの保護及び市民感情への配慮から使用しているものと認められる。

エ したがって、本件情報は、公開することにより、秘密の保持を必要とする警察活動において使用する無線暗号が明らかとなり、警察の無線通信事務の適正な遂行に支障をきたすおそれがあると認められるので、条例第5条第4号に該当すると判断する。

(4) 本件処分に係る理由について

ア 不服申立人は、本件情報は無線暗号が記載されたものとは考えられず、本件処分には理由不備がある旨主張している。

イ 当審査会が、条例第19条の規定に基づき本件行政文書を確認したところ、本件情報は、実施機関の説明のとおり、警察無線で使用する無線暗号が記載されたものであり、また、本件情報は、前記(3)のとおり条例第5条第4号に該当するものと認められることから、実施機関が本件処分において提示した理由について、不備又は不十分な点は認められない。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成23年2月23日	○ 諮問
2月24日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
3月3日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理 ○ 不服申立人に非公開等理由説明書を送付
3月11日	○ 不服申立人から非公開等理由説明書に対する意見書を受理
3月24日 (第103回部会)	○ 審議
5月23日 (第104回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
柿 崎 環	東洋大学法科大学院教授	部 会 員
交 告 尚 史	東京大学大学院教授	部 会 員 会長職務代理者
沢 藤 達 夫	弁護士（横浜弁護士会）	部 会 員
鈴 木 敏 子	横浜国立大学教授	
西 津 政 信	東 海 大 学 教 授	
東 玲 子	弁護士（横浜弁護士会）	
堀 部 政 男	一 橋 大 学 名 誉 教 授	会 長 (部会長を兼ねる)

(平成 23 年 6 月 9 日現在) (五十音順)